

豊田市立崇化館中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの考えに立ち、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる環境づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を高め、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

【いじめの定義】

いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・ 「いじめアンケート」や、教育相談の実施、結果の集約と分析、対策の検討等を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・ 職員会議で、生徒の生活状況についての情報交流を行う。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や活動状況を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバーを構成し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

【いじめ解消の目安】 ※ いじめが止まって少なくとも3か月は見守りを続け、解消としない。

- いじめられていた子どもが、いじめの解消を自覚している。

- ・心身の苦痛を感じてないか。
- ・対象とする子どもからのいじめはなくなったか。
- ・いじめの内容が変わって行われてないか。

■ いじめられた子どもの保護者が、現在いじめはないと判断できる。

- ・家庭での様子から、心身が落ち着いた状態にあると判断できるか。
- ・安心した学校生活を送ることができ、楽しくなってきたと判断できるか。

■ 周りの子どもや教員から見て、いじめはないと判断できる。

- ・定期的に行われている「いじめアンケート」の累積結果や聞き取りから判断できるか。
- ・学級担任や教科担任を含む、関わりがある教員や子どもから、当該の子どもが安心した学校生活を送っていると判断できるか。

(2) 「いじめ対策委員会」の開催時期

- ア 毎月、月曜日2校時開催予定（緊急時はすぐに対応）
- イ いじめの事実への対応のため、必要に応じて随時開催する。
- ウ 校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー で構成する。

(3) 「子どもを語る会」の実施について

- ア 毎月の職員会議後に全職員で実施し、情報共有を図る。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 短学活を通して生徒同士の関わりを深め、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の取組の過程の努力を認め、自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 生徒会主催のいじめ撲滅集会や人権週間の取組など、生徒の自主的な活動を充実させるための支援をする。
- オ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（5月、9月、2月の年3回）や教育相談（年4回）を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。生活ノートを通じた情報収集に努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ電話相談等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害を受けた生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害者となった生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導するとともに、抱える問題をスクールカウンセラーと連携してとらえ、「いじめ対策委員会」で具体的な対応方法を検討して支援を行う。

- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター(パルクとよた)のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、子どもの権利相談室、警察署、豊田加茂児童相談センター等の関係機関と連携のもと、早期に確実な解決を図る。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを許さない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネットを通じて行われるいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「自らの体を傷つけるような行為のあった場合」などは、速やかに教育委員会に報告し、対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を中心に「いじめ調査委員会」を組織し事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

重大事態の定義

- ① いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時
- ② いじめにより、生徒が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認める時（30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する）

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による評価（学校自己評価）を年に1回実施(12月)し、「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめや生徒指導上の諸問題に関する校内研修を複数回実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。（いじめに関する校外研修実施後に、校内で伝達講習を行い、周知と力量向上を図る。）
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○崇中人権宣言について（生徒会） ○宿泊学習（1年）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載
5月	D		○ハートフル集会（1年） ○体育祭	○「いじめアンケート①」	
6月	C		○修学旅行（3年）	○教育相談週間	○授業参観 ○学校アドバイザーへの学校行事・授業の公開
7月	A		○いじめ撲滅啓発活動（生徒会）		○個別懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月	P		○ハートフル集会（3年）	□市独自の前期いじめ調査 ○「いじめアンケート②」	
10月	D		○合唱コンクール ○職場体験（2年）		
11月	C		○ハートフル集会（2年） ○人権週間の取組	○教育相談週間	○授業参観
12月	A	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○赤い羽根募金活動		○個別懇談会
1月			○書き初め大会 ○自然教室（2年）		
2月		○自己評価	○卒業生を送る会	○教育相談週間 ○「いじめアンケート③」	○学校アドバイザーへの学校行事・授業の公開
3月	P	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業式	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○いじめや生徒指導上の諸問題に関する校内研修、伝達講習 等	○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○崇中人権宣言チェック	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○生活記録	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。